

eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）利用による
宅建士死亡等届出のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。

[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)

2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 「添付ファイル」とされている「戸籍（除籍）謄本（死亡事実及び消除する宅建士と届出する相続人の相続関係が分かるもの。申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）」、「裁判所の破産手続開始の決定書（届出事由が破産の場合）」、「裁判所の判決書等（届出事由が禁錮以上の刑又は所定の罰金刑に処せられた場合）」など、公的機関から発行を受けた書類については、原本を電子ファイルにして、該当箇所へアップロードしてください。
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「.jpg, .jpeg, .pdf, .xlsx, xls, .docx 又は.doc」に限られますのでご注意ください。

3 宅地建物取引士証の返納について

- 届出の対象となる方が、現に宅地建物取引士証を所持している場合、宅地建物取引士証（原本）を返納していただく必要がありますので、宅地建物取引士証とオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから画面を印刷したものを同封の上、県庁建築課管理係へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

また、宅地建物取引士証が探しても見当たらない場合には、申請画面の「宅地建物取引士証が探しても見当たらない場合はチェックを入力してください」の箇所にチェックを入れてください。（この場合、「添付ファイル」の「(e) 紛失届」へのファイルアップロードは不要です。）

【郵送・持参先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部建築課管理係（宅建担当）

4 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。

上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

・受付時間

平日8：30～18：15（12：00～13：00，土日祝日，年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが，受付時間外は翌開庁日に対応します。

・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりがづらい場合がありますので，システムから，もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp